

景 観 審 議 会

都市・まちづくり課

1 目 的

長野県景観条例及び屋外広告物条例に定めるもののほか、景観の育成に関する重要事項などについて、知事の諮問に応じた調査審議等を行う。

2 設置根拠等

- (1) 根 拠：長野県景観条例第34条
- (2) 組 織：委員15名以内
- (3) 任 期：2年

3 委員の構成等

- (1) 現在の委員数 14名（男性：6名、女性8名）
- (2) 委員構成
市町村代表：2名、学識経験者：3名、建築士：2名、
屋外広告物事業者代表：2名、その他分野：3名、公募委員：2名
- (3) 会長及び会長代理
審議会に会長を置き、委員が互選する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 主な審議事項

- (1) 長野県景観育成計画の策定、変更等
- (2) 景観育成重点地域、景観育成特定地区の指定等
- (3) 屋外広告物禁止地域、許可地域、特別規制地域の指定等
- (4) 景観法第16条第3項の規定による勧告及び法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等

5 開催状況

年度	開催年月日	審 議 事 項 等
23	24年1月27日	・長野県景観計画の一部変更(山ノ内町の景観行政団体移行に伴うもの) ・屋外広告物規制地域の指定(高山村内)
24	24年4月25日	・長野県農村景観育成方針の策定等(諮問)
	24年12月18日	・長野県農村景観育成方針の策定等(答申案の検討)
	25年1月10日	・長野県農村景観育成方針の策定等(答申)(会長のみ)
25	25年11月12日	・長野県景観計画の一部変更(伊那市、飯山市の景観行政団体移行に伴うもの)等 ・屋外広告物規制地域の指定(北陸新幹線沿線)
26	26年11月17日	・ふるさと信州風景百選について ・屋外広告物規制地域の変更(駒ヶ根市)